

第3版はしがき

本書は、初版が2008年、第2版が2011年に出版されたが、ありがたいことにさらに多くの読者を得ることができ、今回、第3版を出版することとなった。

今回は、これまでと同様、憲法の初学者を主な対象として、憲法の全体を網羅し、学説・判例の展開を取り込みつつ、平易な記述をするよう心がけるとともに、必要に応じて、内容を最新のものとの差替えた。執筆者も、新たに櫻井智章氏（甲南大学法学部教授）に加わっていただいた。また、判例は、これまでと同様に、読者の便宜を考慮して、長谷部＝石川＝宍戸編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕（別冊ジュリスト）』（有斐閣、2013年）から優先的に引用することとした。

本書の改訂作業を進めていた頃、憲法問題が俄然注目を浴び、憲法論議が毎日のニュースで伝えられるというような政治情勢が展開した。その発端は、2014年7月1日の「閣議決定」であったが、憲法論議は、憲法第9条を中心にしつつ、「立憲主義」という言葉が頻繁に用いられるなかで行われることとなった。このようなことは、未だかつてなかったことだと言えるだろう。他方で、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、240万人の新たな有権者が誕生することとなった。こうして、憲法学習の重要性はますます高まってきている。幸いにして版を重ねることができた本書が、市民のみならず、とくに新有権者のみなさんの憲法学習に少しでも貢献するところがあれば、こんなにうれしいことはない。

今回の改訂作業は、法律文化社の上田哲平氏の全面的なご支援・ご協力を得ながら進められた。感謝を申し上げる。

2015年7月16日

執筆者を代表して 倉持孝司

第2版はしがき

初版を発行して以来、国籍法を違憲とする最高裁大法廷判決など重要判例が相次いだ。また、裁判員裁判が始まり、政権交代も起こった。そこで、憲法を勉強する読者に少しでも新しい内容をも理解していただくため第2版を発行することにした。そのため、第2版では、判例を差し替えるなどして内容を最新の状況に改めるように努めた。あわせて、誤記を改め記述の重複もなくした。

それに加えて、初版の「はしがき」で示した、学習者のための「工夫」も充実させることにした。記述をより理解しやすいように修正したこと、各章末にある自学自習の課題を初学者の学習により有益なものに代えるとともにその数を増やしたこと、図表も増やしたことが、その試みである。また、第2版では、新しい重要判例については各年度の『重要判例解説（ジュリスト臨時増刊）』（有斐閣）から引用することにした。これも、判例の『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（別冊ジュリスト）』（有斐閣）から優先的な引用を採用した初版と同様、読者への配慮による。

本書が多くの読者に読まれてきたことは執筆者としてうれしい限りである。さらに幸いなことに、初版には多くの方々からご教示も賜った。また第2版の発行にも多くの方々とりわけ法律文化社の小西英央氏にはたいへんお世話になった。あわせてここにお礼申し上げたい。

引き続き本書を通じて多くの方々が「憲法の基本」を学ばれるように祈ってやまない。

2011年1月

執筆者一同

はしがき

昨年は日本国憲法施行60周年であった。「だからこそ」というべきか、「だが」というべきかは知らないが、とにかく日本国憲法をめぐる状況は変化し続けている。一方で、在外邦人選挙権訴訟の最高裁判所大法廷判決など重要な憲法判例が積み重ねられ、他方で日本国憲法の改正手続に関する法律が制定されたことを想起すれば、それは明らかであろう。

さらに最近の状況で目立つこととして、法科大学院発足に前後する頃から、高等教育機関における法学教育の質がますます問われるようになったことがある。それは憲法教育についても同様であり、質の高い憲法教育が求められるようになった。

こうした状況を踏まえ、われわれは、憲法に関する現況の全体像を初学者にもわかりやすく示す概説書として本書を執筆した。それに際し、われわれは何よりも読者の正しい理解と学習を促すように心を砕いた。本書で、各章の冒頭に学習内容を把握できるようにしたこと、理解を助ける図表を適宜掲げたこと、各章末には「まとめてみよう」と「考えてみよう」として読者の自学自習課題を示したことなどに、そうした工夫を感じていただければ幸いである。なお、「まとめてみよう」は、基本的に本書の記述のみから読者が答えられる課題である。これに対して、「考えてみよう」は本書の記述を超えた発展的な課題であり、これに取り組むときには他の文献も参照することを読者に勧めたい。もし考え方がわからない場合、身近に憲法の先生がいれば質問するのもよいだろう。

また、本書では多数の重要判例も解説した。しかも、高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕(別冊ジュリスト)』(有斐閣、2007年)から、その引用を優先的に行った。これは同書が読者にとって入手が容易であり、かつ大学の講義でもよく参照されているからである。

このような本書から多くの読者が憲法に関する理解を深められることをわれわれは切に願う。

われわれが本書を執筆するにあたり、多くの憲法研究者の研究成果を参照させていただいたことはいうまでもない。ただし、本書が初学者を対象としていることから学説の注記は一切省いた。この点、諸先生、諸学兄のご寛容を乞いたい。

最後に、本書を企画していただいた法律文化社前社長の岡村勉氏に心よりお礼申し上げます。あわせて、出版に至るまでお世話いただいた同社編集部の尾崎和浩氏にも感謝申し上げたい。

2008年3月

執筆者を代表して

小泉 洋一